

## 1 誘導施策の改定（案）

## 9-2 居住の誘導のための施策（立地適正化計画 P.185～186）

## ① 居住誘導区域外における届出制度の運用

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。  
また、より安心して生活していただけるよう、届出をした者に対して、本計画の位置づけや施策に関する情報提供等を積極的に行います。

## ② 空き家や低未利用地等の適正処理による居住促進

- ・空き家の増加による居住環境の悪化を抑制し、良好な居住環境を確保するため、特定空家への対応を検討するとともに、空き家や低未利用地を活用した居住の可能性を検討します。
- ・居住誘導区域における空き地・空き家等の低未利用土地の有効利用を促すため、行政のコーディネートを通じて、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等により低未利用土地を一体敷地として活用促進を図る「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の活用を検討します。  
（法改正に伴う誘導施策の追記案）

## ③ 新設等住宅取得への支援

- ・人口減少や既成市街地の空洞化に対応するため、他都市より水準の高い生活サービス充足率のさらなる向上や工業振興策による雇用創出等により、市外からの新たな定住者を確保することに加え、市外からの新たな定住者のうち、生活利便性の高い地域での新たな住宅取得者に対し、住宅の取得支援を行います。

## ④ 魅力的な居住環境の整備

- ・居住地として便利で快適な居住空間を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。
- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。
- ・通学路をはじめ、誰もが安全・安心に移動できる歩行空間を確保します。
- ・市民生活等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。
- ・居住誘導区域において、良好な市街地環境を確保するため、区域内の土地の所有者及び借地権者等が、広場等、居住者・来訪者等の利便の増進に寄与し、誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設の整備又は管理を促進する「立地誘導促進施設協定」制度の活用を検討します。  
（法改正に伴う誘導施策の追記案）

## ⑤ 公共交通ネットワークの維持・改善

- ・利便性の高い生活環境を維持・確保するため、通院・買物目的の移動ニーズやまちづくりに合わせて、なるべく少ない乗換えで、中心拠点や地域拠点間を移動しやすい基幹路線の維持・改善を行います。
- ・自動車が運転できない人も各地域拠点間を移動しやすい交通体系の構築を推進します。
- ・地域路線の確保と活用に向けた地域住民の主体的な取組みを支援します。

## ⑥ 使いやすい公共交通環境の形成

- ・利用者にとってより使いやすい公共交通体系を構築するため、利用しやすい料金体系や公共交通案内の充実等のサービス改善を図ります。
- ・公共交通サービスの維持・改善に向け、周知・広報活動等により公共交通の利用促進を図ります。

## ⑦ 情報提供の充実

- ・活力とにぎわいのある安全・安心な本市での定住を促進するため、まちのにぎわいや防災等に関する情報を積極的に市民に周知を図ります。

## 9-3 都市機能の誘導のための施策 (立地適正化計画 P.186~187)

### ①都市機能誘導区域外における届出制度の運用

- ・立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。

### ②国等の直接支援策の活用

- ・民間都市開発推進機構による金融上の支援措置などの支援策等を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進します。

### ③国の各種支援制度の活用

- ・国の各種支援制度を活用し、都市機能誘導区域の付加価値を高めるための都市空間やインフラ等の整備を円滑に推進するとともに、民間事業者による誘導施設の立地を促進します。

### ④誘導施設へのアクセス利便性を高める交通空間整備の推進

- ・拠点周辺の都市空間の魅力向上とともに、公共交通の利用促進に向け、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節点の整備を推進します。
- ・公共交通の利用促進に向け、交通結節点の利便性向上とともに、様々な交通手段で円滑・安全にアクセスできる道路・街路整備を推進します。
- ・歩行者の安全とともに、自転車の安全を確保するため、自転車走行空間の整備について検討します。

### ⑤中心市街地の活性化の推進

- ・おもてなし空間や景観の整備等、にぎわいを創出するための複合的な取り組みを関係者と協働で推進します。

### ⑥市内事業者との協働によるにぎわい創出

- ・チャレンジとよかわ活性化事業により商業の活性化を図るとともに、イベントによるにぎわいづくりを推進します。

### ⑦既存公共施設の再編

- ・市民生活を支える行政機能の効率化と魅力的な市民の交流の場を創出するため、豊川市公共施設適正配置計画に基づく施設の多機能化・複合化等を推進します。

- ・保健センターや児童発達支援センター、休日夜間急病診療所(医科・歯科)、医師会・歯科医師会・薬剤師会の事務所等の多機能を備えた総合保健センター(仮称)の整備を推進します。

(新規施策の追記案)

### ⑧にぎわいを創出する都市環境の整備

- ・都市空間としてにぎわいのある都市環境を確保するため、街路事業や土地区画整理事業等の都市基盤整備を実施します。また、都市機能誘導区域内の空き地・空き家等の低未利用土地を集約した土地に医療・福祉等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業である「空間再編賑わい創出事業」の活用を検討します。

(法改正に伴う誘導施策の追記案)

- ・既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進します。
- ・居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進します。
- ・地域経済等を支える公共施設や道路等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進します。

- ・地域拠点に位置付けられている八幡地区において、名鉄八幡駅と既存の医療拠点を生かしながら、広大な工場跡地を文化や福祉の公共施設、商業、住宅など適正に配置し、複合的な地域拠点の形成を図ります。

- ・豊川公園の再整備を行うことで賑わい創出としたイベント機能を有した地方創生の強化を図り、豊川公園の「多機能化」、「地域資源の磨き上げ」、「スポーツの新たな魅力創出」の場の提供を推進します。

(新規施策の追記案)

- ・都市機能誘導区域において、良好な市街地環境を確保するため、区域内の土地の所有者及び借地権者等が、広場等、居住者・来訪者等の利便の増進に寄与し、誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設の整備又は管理を促進する「立地誘導促進施設協定」制度の活用を検討します。

- ・都市機能誘導区域における空き地・空き家等の低未利用土地の有効利用を促すため、行政のコーディネートを通じて、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等により低未利用土地を一体敷地として活用促進を図る「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の活用を検討します。

(法改正に伴う誘導施策の追記案)